

いじめ防止基本方針

札幌市立資生館小学校
令和7年4月18日改訂

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

いじめは、「どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、国の「いじめ防止対策推進法(2013年施行)」及び「いじめの防止等のための基本的な方針(2017年改定)」、札幌市教育委員会の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨をふまえ、本校の児童が、安心して、楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校づくりを目指した教育活動を実践するために、本方針を策定しました。

本方針の策定により、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を深めながら、未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応を目指します。

法においては、いじめについては次のように定義しています。(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法が施行される以前には、「いじめ」の定義として、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（平成17年度まで）、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」（平成25年度まで）とありましたが、法施行においては文言修正が図られています。

さらに、具体的ないじめの態様として、以下の内容が記載されています。

【具体的ないじめの態様】

- * 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これに加えて、国の方針の最終改定で示された重点事項には、以下の記述が示されています。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない
- ・いじめが解消している状態とは、
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する
- ・いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する

これら、内容、文言が見直された背景等を鑑み、その趣旨を理解し、さらに、改定された生徒指導提要(令和4年12月)の内容や関係法令等の内容、そして令和6年4月に改定された本市いじめの防止等のための基本的な方針も踏まえ、以下の重点を据えて本校の方針を策定しました。

2 本方針の重点

- 1 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築 (→3-1)
- 2 本方針の具体的展開に向けた見直しと共有 (→4-1)
- 3 積極的ないじめの認知と、教職員一人一人の生徒指導力の向上 (→4-2)
- 4 課題早期発見対応、事案発生後の困難課題対応的生徒指導に加え、全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の充実 (→4-3)

【参考とした関係法令 等】

文部科学省

平成25年(2013年)施行「いじめ防止対策推進法」

平成29年(2017年)改定「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成29年(2017年)策定「いじめの重大事態と調査に関するガイドライン」

令和4年(2022.12)改訂「生徒指導提要(改訂版)」

札幌市教育委員会

令和6年(2024.4月)改定「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」

3 組織 いじめ対策委員会

3-1 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築

いじめを防ぐために、そしていじめを早期に発見し、解決に向けて適切に対処するために、学校全体での対応が可能な組織として、「いじめ対策委員会」を設置しました。児童や保護者に対して、学校内のいじめ対策組織である、いじめ対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行います。

なお、本組織の責任者は校長であり、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行うこととします。

(1) 構成員

○基本メンバー

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・担任外教諭・養護教諭・SC・SSW

○ケース毎の連携メンバー

当該学年主任・当該学級担任

○必要に応じて参加要請する連携外部関係機関

保護者(PTA)・パートナー校(中島中学校)・スクールロイヤー(市教委)

(2) 委員会の役割

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検
 - ・方針に基づく年間指導計画（アンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成、実行の中核的役割を果たす
 - ・本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う（学校評価委員会で外部評議員からの評価を受ける 等）
- 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートや対応記録などを活用して情報や対応方針の共有化を図る
 - ・校内研修の企画・実施を推進する
- 保護者に対する情報発信と意識啓発…HP、学校だよりへの掲載、学級懇談会
- いじめ事案への対応
 - ・いじめ相談や通報の窓口の中核的役割として、教職員が把握した情報を収集・整理・記録して共有する
 - ・教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童からの訴えなどを、一人の教職員が抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるように環境を整備する
 - ・いじめの疑いを把握した場合は、構成員全員がそろわない場合でも、すみやかに出席可能な構成員のみで会議を開催する
 - ・会の開催にあたり、校長が不在の場合は教頭が代行し、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める

(3) 委員会の開催

- 定例開催（月1回）
 - ・いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況の確認と共有を行う
 - 随時開催
 - ・いじめの疑いのある情報があった場合、情報の迅速な共有、関係児童のアンケート調査（6・11月実施）の結果検討や面談等の内容の検討、聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を行う
 - 重大事態の際の開催
- ※会議録については、会議実施毎に作成するとともに、個別の対応状況については、会議録と別に記録する

4 取組

4-1 本方針の具体的展開に向けた見直しと共有

本方針に基づく年間指導計画を作成し、年間を通じていじめ防止の活動を進めるとともに、その取組の評価を通して次年度以降の取組改善につなげていきます。

また、毎年、本方針に基づくいじめ防止の取組をふり返るとともに、児童や保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、その取組の在り方を、学校自ら問い直す姿勢をもつことにつなげます。

【年間指導計画】

	年間計画	発達支持的 生徒指導の観点	課題未然防止 教育的観点	課題早期発見対応	困難課題対応的 生徒指導
4月	方針見直し・HP公開 子ども理解研修会(7月) 方針児童への説明	毎年度の学級編制 学級づくり～多様性への配慮 異年齢交流(ドリッロ活動)		※一人一台端末による 心の健康調査(毎朝)	いじめ対策委(定例①)
5月	保護者との個人懇談(1) 子ども理解研修会(全体)	SC授業(5年)	全校朝会講話(校長)		いじめ対策委(定例②)
6月	パートナー校との協議 (札教研事業)		楽しい学校生活を送るためのアンケート 非行防止教室(5.6年)	悩み相談週間(1)	いじめ対策委(定例③)
7月		命を大切にす指導通知			いじめ対策委(定例④)
8月			ケータイ教室(2.4年)		いじめ対策委(定例⑤)
9月			特別の教科道徳 自分たちで創る開校22周年行事		いじめ対策委(定例⑥)
10月		児童会活動	全校朝会講話(校長・SC)		いじめ対策委(定例⑦)
11月			悩みやいじめに関するアンケート調査 「誰にも相談しない」と回答する児童へのケア	悩み相談週間(2)	いじめ対策委(定例⑧)
12月	保護者との個人懇談(2)	命を大切にす指導通知	薬物乱用防止教室(6年)		いじめ対策委(定例⑨)
1月	校内子ども理解研修会 SC・外部講師等				いじめ対策委(定例⑩)
2月	学校評価委員会による評価と改善			悩み相談週間(3)	いじめ対策委(定例⑪)
3月	次年度の方針改定に向けて 命を大切にす指導通知			中学校・次年度への引継	いじめ対策委(定例⑫)

4-2 積極的ないじめの認知と、教職員一人一人の生徒指導力の向上

積極的ないじめの認知に向けては、以下の機会を通して早期発見に努めます。

(1) 積極的ないじめの認知のために児童に対して行うこと

①「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(学校独自のアンケート)

6月に実施し、併せて悩み相談週間を設置、悩みについて表出、相談する機会を設ける

②「悩みやいじめに関するアンケート調査」(市教委のアンケート)

11月に実施し、併せて悩み相談週間を設置、悩みについて表出、相談する機会を設ける

③悩み相談週間

2月に設置し、担任外などが交代で常駐、声に出しにくい児童が相談しやすい環境を整える

(2) 教職員一人一人の生徒指導力の向上のために行うこと

①児童一人一人の変化に気付くことを意識し、ICTも活用しながら集約、共有する

- ・登校時や下校時、休み時間、清掃、給食時などの様子から見取る
- ・欠席や遅刻の状況や、その時の様子、家庭連絡時の様子から感じ取る
- ・アセスメントシート、対策委情報リストを活用、共有する

②学期に一度、「悩み相談週間」を設置し、その内容を複数で共有するとともに、気になることがあればいじめ対策委員会でも共有する

③校内で子ども理解を深める機会を設置し、交流する (ex. 子どもを語る会)

④いじめ防止のための法令や、本方針を理解するとともに、子ども理解研修を行うことで生徒指導対応力の向上を図る

4-3 課題早期発見対応、事案発生後の困難課題対応的生徒指導に加え、全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の充実

いじめの防止に向けた取組においては、いじめの積極的な認知を進め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

「生徒指導提要(改訂版)」にも記されている、生徒指導の4層の支援構造「①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導」は、いじめに関する生徒指導と重なるものであり、この構造を押さえた取組により、

法第8条において規定される、「学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行う」という責務を果たします。

(1) 多様性を認め、人権侵害をしない人に育つような働きかけ

～いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の視点から～

児童が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行い、全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指します。

①多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校・学級づくり

- ・教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気や風土の確保と、児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような教職員の働きかけ

②児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

- ・毎年度の学級編制による新たな出会いの機会の創出

③自主的活動・児童の声を生かす取組の推進によって自己信頼感を育む

- ・異年齢交流…入学期の1年生に対する6年生のお世話活動
- ・児童会活動…例として、『自分たちでつくる開校20周年(R5.9実施)』『いじめゼロ宣言』など

④「困った」「助けてほしい」といえるように適切な援助希求を促す

- ・アンケート調査の実施(学校独自6月・市教委11月)による支援…「誰にも相談しない」と回答する児童へのケア
- ・学期毎に実施する「悩み相談週間」において、悩みについて表出、相談する機会を設ける

(2) いじめに向かわない態度・能力を身に付ける道徳教育や特別活動等の取組

～課題未然防止教育的生徒指導の観点から～

全ての児童が「いじめをしない」態度や能力を身に付けるような働きかけを、各教科での学習、道徳科や学級活動等において計画的、継続的に行っていきます。

①教育課程上におけるいじめ防止の取組

- ・道徳科…道徳の授業において、いじめを取り上げた内容を全学年で実施
- ・総合的な学習の時間…自己理解や他者とのかかわりを深め、自己の役割や自己肯定感を育む
- ・子どもの命の大切さを見つめなおす月間…全校朝会等の講話 等

②情報モラル教育の取組

- ・非行防止教室やスマホ安全教室…SNS、インターネット利用に係る啓発

(3) いじめの予兆の発見と迅速な対処

～課題早期発見対応～

日々の健康観察、アンケート調査や悩み相談週間を実施するなど、いじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。

予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけるとともに、正確な情報収集や状況把握により、積極的にいじめを認知し、いじめ対策委員会を開催し解決に向けた対応を進めます。

いじめに気付くルートとしては、以下のようなものが想定されます。

①アンケート調査から

6月 楽しい学校生活を送るためのアンケート（学校独自のアンケート）

11月 悩みやいじめに関するアンケート調査（市教委のアンケート）

- ・実施するに当たって…いじめを受けている児童が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫を行うことで、早期発見につなげる
- ・実施後の留意点…速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされるときには、時を置かずに対応することで、早期発見の効果を上げる

②本人や当該保護者からの訴えから

- ・毎朝行う一人一台端末による心の健康観察において表れる場合がある
- ・悩み相談週間や、日常の教職員とのかかわりの中で兆候が表れる場合がある
- ・保護者との個人懇談の中で、家庭等での気づきが共有される場合がある

その他、児童に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す日常の教育相談活動などからも、早期発見につながると考えています。

(4) いじめへの対応の原則の共通理解

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。そのことは、教職員内では原則として共通理解しておきます。

その後、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行います。

①いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う

- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える
- ・大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めない
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる

②被害者のニーズの確認

- ・「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する
- ・安全な居場所の確保やいじめる児童や学級全体への指導に関する支援案を提示し、本人や保護者を選択させることもある。

③いじめ加害者と被害者の関係修復

- ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける
- ・加害側の児童へのアセスメントと指導・援助
- ・指導の事前及び対応の過程で被害児童及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行う
- ・いじめに係る情報については、些細なことでも対策委員会が共有し、組織で対応するとともに、被害及び加害双方の保護者に連絡する

④いじめの解消を目指す

- ・いじめの解消～2条件である、いじめ行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している・被害者が心身の苦痛を受けていない、という状況を満たしているかどうかを、教職員による見守りを実施するとともに、本人や保護者への面談などを通じて継続的に確認する
- ・加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う
- ・教職員自身が「いじめに耐えることも重要」「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか、常に自己点検する
- ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会において行う。

⑤いじめに関する情報や記録について

- ・いじめに関する情報は、いじめ対策委員会において集約と共有を図るとともに、過年度の情報も含め、個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級、進学や転学に当たって、次の学年、学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることとする

※悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぐ

(5) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースが判明した場合は、できる

だけ早い段階から、SCやSSW等を交えたいじめ対策委員会において、困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを目指します。(以下、いじめ対策委員会の内容想定)

- ①アセスメント～いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等
- ②アセスメントに基づいて、被害児童への援助方針及び加害児童への指導方針、周囲の児童への働き掛けの方針についてのプランニング
- ③ケース会議後に被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明、同意を得る
- ④指導・援助プランの実施
- ⑤モニタリング～3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等
- ⑥教育委員会等への報告
- ⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管

(6) 関係者、保護者、地域の連携・協働によるいじめ対応

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースでは、学校だけで抱え込まずに、地域などの力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることも重要となります。例えば事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことや、保護者との連携についても重要となります。

地域の人々との連携については、地域の力は、児童の健やかな成長にとって不可欠であり、今後保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の取組も整備していきます。

5 いじめ重大事態

5-1 いじめ重大事態の定義と調査

いじめの重大事態の定義は以下の通りです。

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第28条第1項第1号)→生命・心身・財産重大事態
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場

合（同第2号）→不登校重大事態（2号は不登校の基準の年間30日を目安としている。）

緊急性が高いと判断した場合や、いじめの重大事態につながることを懸念される場合については、速やかに教育委員会に報告します。原因として、いじめ（疑いも含む。）が確認されれば、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（いわゆる初期調査）を実施します。

また、児童・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。

